

音楽・芸能マネジメント契約における注意事項

芸能人又は楽団は、事業を展開するために、一般的にはレコード会社やマネジメント会社、作詞又は作曲家、コンサート企画制作会社といった関連企業・団体との協力が不可欠であると思われる。このため、長期的な芸能事業の経営及び関連法令に基づく契約の締結時には、自身の権利と義務に注意を払う必要があると考えられる。

本稿では、文化部の映像及び流行音楽産業局と行政法人文化内容政策推進院が関連業界に従事する人員へ向けて運用の参考に供するために、2023年10月に公布した「音楽・芸能マネジメント契約における注意事項（以下、注意事項という）」を簡略に説明する。

1. はじめに

音楽・芸能マネジメント業務では、頻繁に煩雑な権利義務に係わることを考慮し、注意事項では将来的に紛争が発生した際の立証問題を回避するために書面契約を締結することを勧めている。この注意事項では、当事者双方が契約条項の意図及び法律効果を十分に理解した上で署名又は押印しなければならないと強調し、法的リスクを低減するためにも、不明な点がある場合には、弁護士に専門的な意見を求めることを推奨している。

2. 一般条項

(1) 契約の当事者

契約に規制される主体、及び関連する権利義務に留意しなければならない。例えば、実務においては、マネジメント会社と第三者が契約し、マネジメント会社に所属する芸能人によりパフォーマンスサービスを提供するほか、公演に協力する同意書又は遵守すべき事項を締結するのが一般的である。

(2) 契約期間

契約期間は往々にして報酬の精算と、関連する知的財産権の許諾期間に影響するため、紛争を避けるために、契約の締結に際し、当事者双方は、「自動更新条項」と「休止条項」に留意し、契約の自動更新の停止方法や不可抗力の解釈等について、締結前に十分な意思疎通を図ることを勧める。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(3) 契約の形式

契約において、関連事項又は活動の範囲が明確に定められているかについて確認することを勧める。

① 専属マネジメント契約

芸能人が契約で約定する業務範囲において、個人的に又は第三者を介した芸能活動に従事することができないことを特別に約定する。

② 完全マネジメント契約

芸能人が行う全ての芸能業務をマネジメント会社が専属（独占）して行うことを約定する。

③ 特定範囲のマネジメント契約

ドラマ出演契約のような、特定の事項についてのマネジメント契約を約定する。

(4) 権利義務

① 具体的でかつ合理的な内容

特殊な芸能活動（宗教的又は政治的な活動への参加、深夜の出演、プライベートな食事会など）に対する規定を明文化する。

② 不当な「冷遇」の防止

契約において、一定期間内の仕事の数量と種類を約定することを勧める。

③ 適時の告知

契約において、マネジメント会社が芸能人に対し、適時に関連芸能情報を告知しなければならないことを約定することを勧める。

④ 身体の安全

契約において、労働保険や健康保険、商業保険等の事項を約定することを勧める。

⑤ 良好なイメージ

契約において、「#MeToo 表明と保証」又は「薬物・アルコール依存・ギャングブル・犯罪の禁止」などの関連条項を約定することを勧める。

⑥ 再許諾と権利譲渡

不測の事態を回避するため、契約においては、特定のマネジメント業務の再許諾と権利譲渡に関連する約定に留意する。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(5) マネジメント報酬

契約の際の焦点であるため、契約において、報酬の計算方法（配分方法、配分比率や受け取り方法等を含む）、精算及び監査等を明確に約定することを勧める。

(6) 知的財産権

知的財産権の帰属及び権利譲渡とライセンスに関する約定に留意が必要である。

(7) 芸能人の肖像、芸名、音声

これらは、商標権の登録と許諾に係る。

(8) ソーシャルメディア・アカウントとウェブサイト

契約における芸能人のソーシャルメディア・アカウント又はウェブサイトに係る管理者権限、利益分配方式、契約終了後の権利帰属等に関連する約定に留意する。

(9) 優先契約更新権

契約における関連約定に留意する。

(10) 契約の終了

契約における損害賠償責任、競合商品条項及び曲の歌唱又はカバーの禁止などに関連する約定に留意する。

(11) 秘密保持条項

契約における関連約定に留意する。例えば、懲罰的違約金を約定する可能性があるなど。

(12) 違約責任

損害賠償責任と懲罰的違約金に関連する約定に留意する。

(13) 準拠法と管轄権

芸能人とマネジメント会社は、自身の権益を保護し、紛争を回避するほか、互恵関係を築くために、注意事項を参考にし、契約を十分に精査し、十分に理解することを勧める。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。